

政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県民の厳粛な信託を受けた茨城県議会(以下「議会」という。)の議員が、自らその資産等を公開することにより、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(資産等報告書等の提出)

第2条 議会の議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議会の議長に提出しなければならない。

- (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。)所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額
- (5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。) 種類及び数量
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称
- (8) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額
- (9) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額

2 議会の議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、議会の議長に提出しなければならない。

(平13条例51・平19条例50・一部改正)

(所得等報告書の提出)

第3条 議会の議員(前年1年間を通じて議会の議員であった者(任期満了又は議会の解散による任期終了により議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものにあつては、当該議会の議員でない期間を除き前年1年間を通じて議会の議員であった者)に限る。))は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものにあつては、同月1日から再び議会の議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議会の議長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基となった事実)

ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議会の議長が定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

2 一般選挙により議会の議員となった者については、前項に規定する前年1年間を通じて議会の議員であった者に該当しない場合には、同項中「前年1年間を通じて議会の議員であった者」とあるのは「前年の1月8日から12月31日までの期間を通じて議会の議員であった者」と読み替えて同項の規定を適用する。

(関連会社等報告書の提出)

第4条 議会の議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものにあつては、同月2日から再び議会の議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議会の議長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第5条 前3条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並

びに関連会社等報告書は、これらを受理した議会の議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 県民は、議会の議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(細則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議会の議員の資産等の公開に関する規程は、議会の議長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日において議会の議員である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議会の議長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出された資産等報告書については、第5条の規定を準用する。

付 則(平成13年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例中第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から、同項第5号から第10号までの改正規定は規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第72号で平成19年9月30日から施行)

(政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び旧郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金をいう。(通常郵便貯金を除く。))は、預金とみなす。